

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
デイサービスセンターきわなみ荘運営規程

平成20年4月1日制定

(事業の目的)

第1条 村上市社会福祉協議会が実施する通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの事業（以下、通所介護事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、通所により指定居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの事業所としてのサービスを提供し、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの事業所にかかる、人事、財務、物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施に当たっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者、地域包括支援センター等との連携を図り、協力と理解の元に総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 村上市社会福祉協議会デイサービスセンター「きわなみ荘」

(2) 事業所の所在地 村上市九日市510番地

(職員の資格)

第4条 当事業所に従事するものは次のとおりとする。

(1) 生活相談員 社会福祉士、社会福祉主事又はその任用資格及び同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 看護職員 看護師又は准看護師

(3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

(職員の職種、員数、職務の内容)

第5条 事業者である会長（以下、「会長」とする。）は管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

(1) 管理者 1人

- ・事業所運営の管理について、適切な資質を有するものとする。
- ・管理者は所属職員を指揮監督し関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。

(2) 看護職員 1人以上

- ・利用者の健康状態を把握し、利用者やその家族に対して適切な保健指導をする。

・対応できる範囲内の看護もしくは医療的処置を必要とする利用者に対し、適切な看護又は処置をする。

(3) 生活相談員 1人以上

- ・介護支援計画に基づき、介護計画の内容を利用者又はその家族に対して説明を行う。
- ・通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスに関する相談及びその他の介護に関する相談に対し、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し相談援助を行う。
- ・通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス利用申し込みに関する調整や居宅介護支援事業者をはじめとする関係機関との連絡調整を行う。

(4) 介護職員 3人以上

- ・健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図ると共に入浴・食事サービス等の各種サービスを提供する。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

- ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を実施する。機能訓練指導員は看護師が兼務することができることとする。

(6) 調理員 1人以上

- ・給食調理に関すること。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの事業所と併設のため人員は兼務とし設備も共有とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日並びに1月1日及び1月2日を除く日とする。但し、会長が認めた場合は、営業日から除く日であっても営業日とすることができるものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。尚、延長は午前7時30分から午後6時30分までとすることができるものとする。

(介護予防通所介護及び通所介護の利用定員)

第7条 当該事業所の一日当たりの実施単位を通常規模型通所介護とし、利用定員28名とする。

(介護予防通所介護及び通所介護の内容)

第8条 提供する通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談（介護相談、助言等）
- (2) 機能訓練（レクリエーション等）
- (3) 給食サービス（食事提供、食事摂取の介助等）
- (4) 入浴サービス（洗身、洗髪、清拭等）
- (5) 健康の確認（体温、血圧、機能の把握等）
- (6) 介護サービス（身体介護、休養等）
- (7) 送迎サービス（身体状況に応じた送迎）
- (8) その他、会長が必要と認める事業

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。また、利用者には事前に説明することとする。

- (1) 次の事項に該当する場合は、サービスの提供ができない場合があること。
  - ①利用者が伝染病疾患に、罹患している場合
  - ②疾病、病状の悪化等により医師が利用困難と認めた場合
  - ③サービス利用に先立って行う当事業所の健康チェックの結果により、サービスの提供を行わない方がよいと認められるとき。
  - ④ その他会長が特別に認めるとき。
- (2)サービスの利用にあたり担当職員の指示に従うこと。
- (3)担当職員の指示に従わない等、施設の秩序を乱した場合は、利用を断る場合があること。
- (4)サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。

(利用料その他の費用の額)

第 10 条 指定通所介護（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合、利用料は介護報酬告示の額とする。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスを提供した場合は、利用料は保険者が定めた額とする。
- 3 介護保険対象外費用については、次の通りとする。
  - (1) 食費は、**650**円とする。
  - (2) その他、使用した物品代金については費用を必要とする場合があること。
- 4 前項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

- 第 11 条 管理者は、通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス実施中に利用者の病状、状態に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じる事とする。
- 2 職員は、前項について処置したときは速やかに管理者及び主治医に報告する。

(非常災害対策)

- 第12条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者の安全に対して万全を期するように従業員に周知する。
- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練及び消火訓練を実施することとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常事業を実施する地域は神林地区とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条の 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第 14 条 会長は、社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研修の機会を設け、又適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。
- 2 職員は職務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、会長の責任において当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
  - 3 管理者は管理者及び職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともにその設備、備品について衛生的な管理を行う。
  - 4 会長は、提供した指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスについて利用者から苦情があった時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じる事とする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 7 月 1 日改正)

この規程は改正の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日改正)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 16 日改正)

この規程は改正の日から施行し、平成 25 年 7 月 16 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日改正)

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 29 日改正)

この規程は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日改正)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 20 日改正)

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（令和元年12月1日改正）  
この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）  
この規程は、令和3年3月17日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日改正）  
この規程は改正の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和5年11月8日改正）  
この規程は、令和5年11月8日から施行する。

附 則（令和7年2月5日一部改正）  
この規程は改正の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。